

鹿児島市児童相談所（仮称）施設整備計画（素案）【概要版】

I 策定の経緯・目的

本市では、児童虐待相談件数が全国と同様に増加傾向であり、子どもや保護者に対して十分な支援を行うことが喫緊の課題です。

このようなことから、「第六次鹿児島市総合計画」では、児童虐待対策の充実を掲げ、児童虐待の発生予防から早期発見、支援等に至るまで、切れ目のない総合的な支援を実施するとともに、児童相談所の設置など体制強化を図ることとしています。

本市では独自の児童相談所の設置に向けた検討を進め、令和2年3月には「鹿児島市児童相談所基本構想・基本計画」（以下、「基本構想等」という。）を策定し、本市における児童相談所の位置づけや運営方針を明確にするるとともに、目指すべき姿などについて決めました。また、基本構想等の考え方を踏まえた整備予定地の検討などを行い、5年度に県農業試験場跡地を整備予定地として決定し、6年10月に取得しました。

今後、建物の設計を進めるにあたり、基本構想等の考え方を念頭に、整備予定地や関係法令等を踏まえ、施設整備に関するコンセプトや方針、施設配置等を整理した「鹿児島市児童相談所（仮称）施設整備計画」を策定するものです。

R2.3月 基本構想・基本計画策定
 ○本市の児童相談所が目指すべき姿
 『「子育てをするなら鹿児島市」を実現するなかで、本市が持つノウハウや資源を生かし、子どもと家庭を総合的に支援する拠点施設』

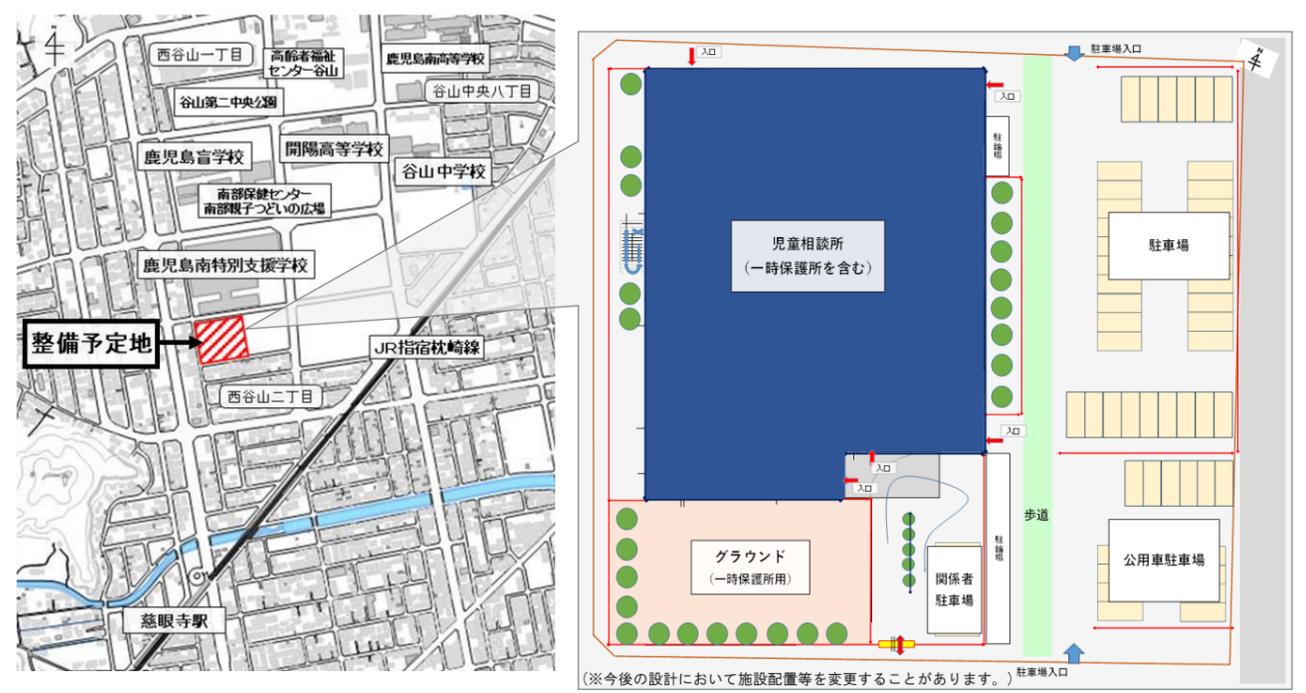
R5年度 整備予定地決定

R6年度 施設整備計画（本計画）を策定

II 整備予定地と施設配置計画

＜整備予定地＞

- 所在地 鹿児島市西谷山二丁目4番3ほか2筆
- 用途地域 第二種中高層住居専用地域
- 地区計画 谷山文教・福祉地区
- 敷地面積 6,663.54㎡
- 建ぺい率・容積率 60%・200%



- 隣接住環境に配慮した施設配置や必要な対策を講じます。
- 隣地境界には目隠しやフェンスを設置します。
- 駐車場（搬入車両や関係者駐車場含む）及び駐輪場を確保します。
- 一時保護所の夜間受け入れも想定した駐車場を確保します。

III 児童相談所に関する方針

（1）児童相談所の基本的考え方

- 子育てに関する不安や悩みを持った利用者が気軽に相談しやすく、プライバシーに配慮した建物構成とします。
- 職員同士や関係機関との連携が取りやすく、緊急時には迅速な受理会議等の開催も可能となる余裕を持った諸室の確保に努めます。

（2）児童相談所の構成

「管理エリア」、「開放エリア」、「専門エリア」、「その他共用部」で構成します。

IV 一時保護所に関する方針

（1）一時保護所の基本的考え方

- 児童虐待等により一時保護された子ども（概ね2歳から18歳未満）が、安心して生活できる環境を整備します。
- 保護児童の安全とプライバシーに配慮し、一般の施設利用者等が立ち入れない建物構成にします。
- 年齢や性別により居室ゾーンを分け、ユニット化するとともに学齢児は個室を原則とすることでプライベート空間を確保するなど、束縛感を与えず、生活空間として子どもが快適に過ごせる環境確保に留意します。

（2）一時保護所の構成

児童相談所に併設とし、「管理エリア」、「居室エリア」、「共同生活エリア」及び「その他共用部」で構成するものとします。また、定員は20人程度とします。

V 整備スケジュール

令和10年度の供用開始を目指し、以下のとおり整備スケジュールを予定します。

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
施設整備	土地購入	基本設計・実施設計 (建設・土木) 測量 地盤調査	造成・建設・外構工事		供用開始
	施設整備計画作成				
人材確保・育成		専門職や経験者の採用、県児相への職員派遣・研修受講等			

VI 施設計画・諸室等配置イメージ

施設整備に関するコンセプト

- 安心して相談できる施設
- 関係機関と連携した、切れ目のない支援が可能な施設
- 安心安全で快適な一時保護所
- 職員が働きやすく柔軟に利用可能な施設
- 周辺地域に配慮し調和のとれた施設
- ICTを活用した効果的かつ効率的な業務対応が可能な施設
- 省エネに配慮した環境にやさしい施設

建物平面計画

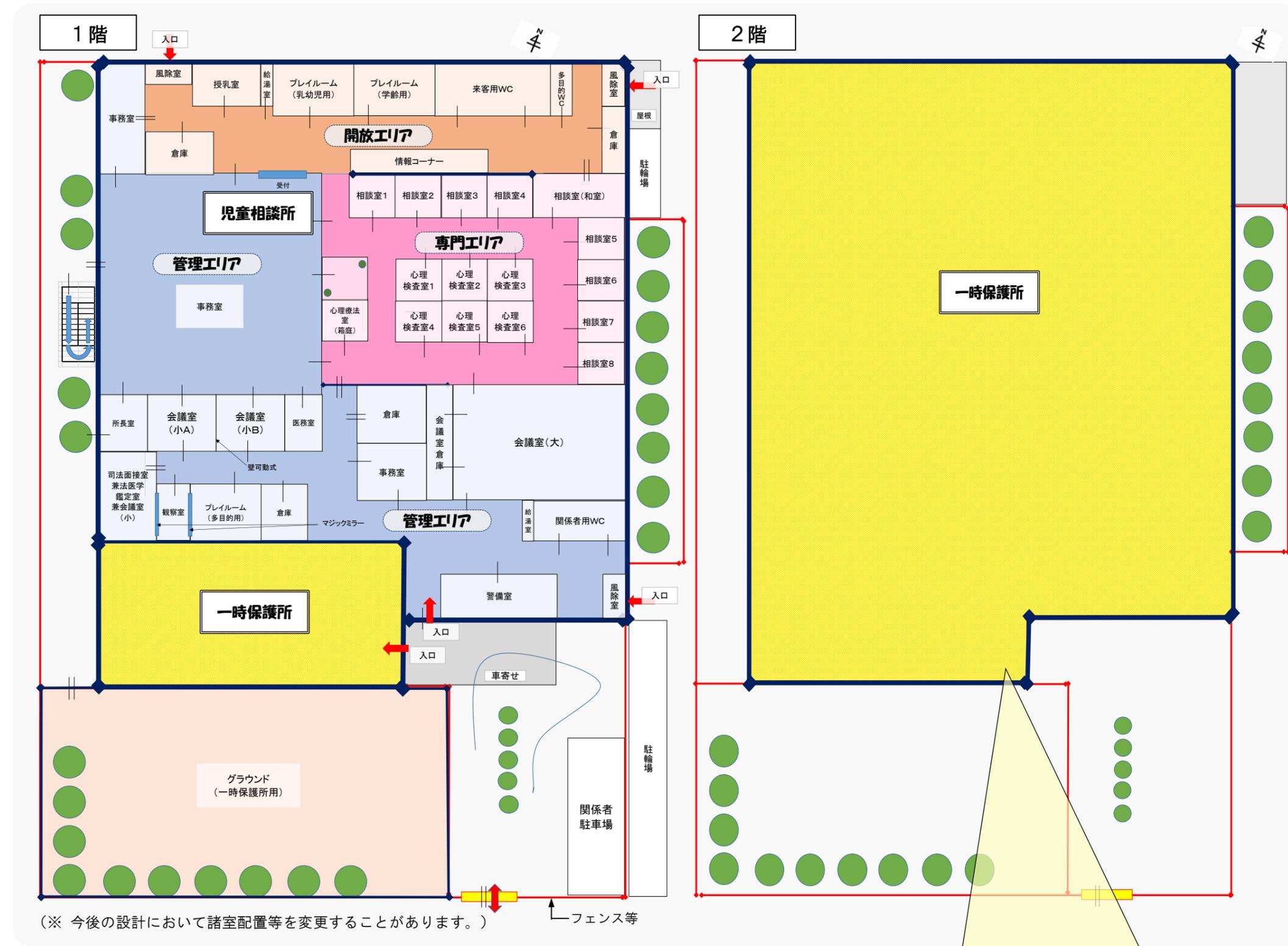
- 専門エリアは、開放エリアとの近接配置により連携を発揮
- プライバシーやセキュリティに配慮
- 一時保護所の居室は、家庭的環境のもと、子どもの個別性を尊重した適切なケアを提供する観点から、「学齢男子」、「学齢女子」、「幼児(男女の別なし)」別にユニットとして区分
- 緊急時や個別に配慮が必要な子どもに対応できる居室等を配置

建物断面計画

- 外部からの進入防止策を講じた上で、プライバシーに配慮
- 一時保護所における入所児童の心理状況を踏まえ、衝動的な行動に対する安全確保策の実施

動線の考え方

- プライバシーへの配慮が必要なエリアについては、来所者同士が顔を合わせにくい動線・待合の配置
- 相談室等の音漏れに配慮
- 外部階段や1階出入口等からの進入防止対策の実施
- 来所者動線と入所児童の動線が交わることをないよう各機能、エリアごとに明確なゾーニング及びセキュリティの確保
- 障害を持った方が来所することも想定し、全館のバリアフリー化



一時保護所の諸室 (※入所児童の安全面への配慮から一時保護所の諸室配置については非公表)

管理エリア	事務室、面接室、観察室、親子訓練室 など
居室エリア	幼児用・学齢用居室、リビング、隔離室兼静養室 など
共同生活エリア	食堂、学習室、体育館、グラウンド など
その他共用部	廊下、階段、エレベーター、関係者入口 など